こ発第 397 号
令和２年７月１日

市内放課後等デイサービス事業所　管理者　様

福岡市こども未来局こども発達支援課長

学校再開に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その３）

日頃より，障がい児福祉行政にご理解，ご協力いただきお礼申し上げます。
報酬及び利用者負担額の取扱いについては，「学校再開に伴う放課後等デイサービス事業所等の対応について（その２）」（令和２年５月２９日付こ発第２６６号）により通知したところですが，代替サービスの取扱い等については下記のとおりとします。

記

１　医療的ケアを必要としている，基礎疾患等があり，感染リスクが高い等の理由により，学校を休むなど，外出を控えている児童から，通所を控えつつ居宅等での支援について要望があった場合は，引き続き代替サービスの提供を可能とする。

２　１に該当し，代替サービスを提供を受ける者については，代替サービス提供分の利用者負担の軽減措置を行う。

３　１に該当し，代替サービスの提供を行う場合には，事前にこども未来局こども発達支援課宛に電子メールにて別紙様式「代替サービスの提供対象者に関する届出」の届出を行うこと。
※なお，届出がない場合は，請求は返戻となります。
提出先：syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

４　上記１～３の取扱いについては，令和２年７月１日から当面の間実施します。

また，学校の臨時休業を理由として認めていた以下の特例的な取扱いについては，学校再開に伴い廃止します。

①　『学校の臨時休業期間中の延長支援加算体制届出書』及び『春休み期間中の延長支援加算体制届出書』の届出をもって臨時的に認めていた延長支援加算の算定

② 『支給決定日数超過児童一覧』の届出をもって臨時的に認めていた受給者証の支給決定日数を超過した利用

令和２年７月 1 日以降，延長支援加算の届出及び支給量の変更申請は通常通りの手続きをお願いします。

【問い合わせ先】
福岡市こども未来局こども発達支援課
事業所指定・指導係
届出に関すること（坂田，長谷川，立花）
請求に関すること（北川，城里生）
電話：092-711-4178
FAX ：092-733-5534